



# 産業創造支援事業補助金



滝川市において創業する方、新分野展開・業態転換にチャレンジし  
意欲的に経営力強化に取り組む皆さんを支援します！！

## 対象となる事業

※該当要件や対象外業種などについては、募集要領にてご確認ください。

### ◆創業に関わる事業

事業を営まない個人又は事業を営まない個人が設立する法人が、滝川市内で新たに営む事業

### ◆新分野展開に関わる事業

現在営んでいる事業から、日本標準産業分類に規定する小分類以上異なる分野へ進出する事業

【例】

衣料品販売店

新たに健康・美容関連商品の販売店を開始

食品製造業者

新たに小売店舗を設け、自社製品の販売を開始

タクシー会社

新たに需要の拡大が見込まれる買物代行サービスを開始

ホテル・旅館

新たにケータリングサービスを開始

農業者

新たに果物のジャム製造（加工）を行い販売を開始

美容室

新たにネイル、マツージュなどのサービスを開始

### ◆業態転換に関わる事業

現在行っている商品・サービス等の提供を、新たな方法により提供する事業

【例】

居酒屋

キッチンを整備し異動販売を行うほか、イチャテーブルを整備し移動型の野外居酒屋を新たに開始

レストラン

店舗の一部を縮小し、非対面式の注文システムを活用したテイクアウト販売を新たに開始

婦人服販売店

婦人服のネット販売を新たに開始

コンビニストア

高齢者の方が多い地域に移動販売車で商品の販売を行う事業を新たに開始

ホテル・旅館

料の客室を改修し、レンタルスペースとして貸出しを新たに開始

ヨガ教室

オンライン形式でのヨガ教室を新たに開始



## 補助対象者

- ◆滝川市内において創業する個人若しくは法人、又は滝川市内において事業を営む個人事業主若しくは法人
- ◆滝川商工会議所又は江部乙商工会から事業計画の確認を受けた者
- ◆滝川商工会議所もしくは江部乙商工会の会員である者、又は申請を行う年度内に会員となる者
- ◆中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- ◆滝川市税の滞納がない者
- ◆代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、滝川市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者に該当又は関与していない者
- ◆滝川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（第2条第1項又は第3条第1項から第3項までの規定による指名競争入札に関する指名を停止されていない者
- ◆申請を行う年度内に、本補助金の交付の決定を受けていない者



## 申請期間

令和3年6月1日（火）～令和4年1月31日（金）

※応募があった順に審査を行い、予算がなくなり次第終了します。

## 対象経費

- ◆店舗等改装費
- ◆店舗等賃借料（創業に関わる事業のみ対象）
- ◆設備費
- ◆広報費
- ◆システム構築・登録利用費
- ◆開発費



## 補助額/補助率

### 【創業の場合】

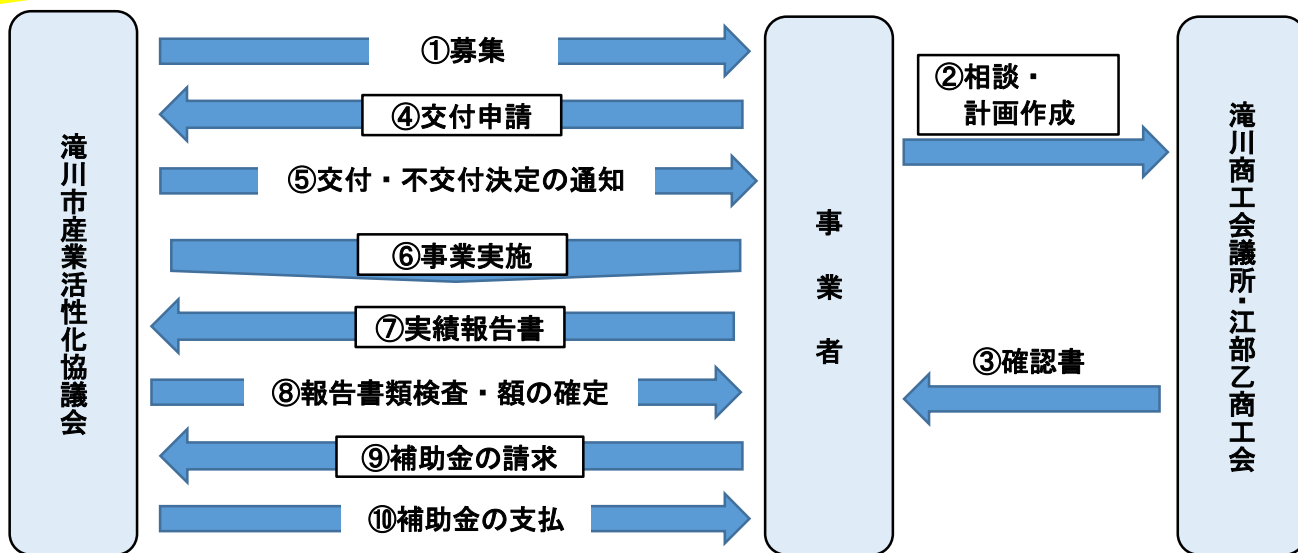
- ◆補助額 上限 50万円
- ◆補助率 対象経費の 1/2 以内

### 【新分野展開・業態転換の場合】

- ◆補助額 上限 30万円
- ◆補助率 対象経費の 1/2 以内

## 補助金手続きの流れ

※申請にあたっては、事前に滝川商工会議所又は江部乙商工会において事業計画書の妥当性などについて確認してもらう必要があります。



## 申請方法

- ◆申請書類をご用意の上、滝川市産業活性化協議会（事務局：滝川市産業振興部産業振興課）までご持参ください。
- ◆申請書類は対象となる事業によって異なりますので、ご注意ください。

※詳細については、滝川市ホームページに掲載中の「募集要領」または「補助金交付要綱」にてご確認ください。

滝川市ホームページはこちらのQRコードから →



「滝川市産業活性化協議会」は、地域経済の発展を図ることを目的に、滝川商工会議所、江部乙商工会、北門信用金庫、JA たきかわ、滝川市で組織しています。

申請先・問合せ先

滝川市産業活性化協議会  
（事務局：滝川市産業振興部産業振興課）  
TEL：0125-28-8009